令和7年4月1日から入院時の食事療養費の負担額が変わります

入院時食事療養費の窓口負担金

区分					食費	食費	
					3月31まで		4月1日から
	一般(下記以外)			1食	490円	<u>1食</u>	<u>510円</u>
2階病棟		難病患者	1食	280円	<u>1食</u>	300円	
		住民税非課税「才」		1食	230円	<u>1食</u>	240円
	低所得者	及び低所得者(Ⅱ)※	入院90日超※2	1食	180円	<u>1食</u>	<u>190円</u>
		低所得者(Ⅰ)※1		1食	140円	1食	140円

入院時生活療養費の窓口負担金

54				食費		食費		足片弗	
区分				3月31まで		4月1日から		居住費	
3階病棟 (療養病棟)	一般(下記以外)			1食	490円	<u>1食</u>	<u>510円</u>		
		難病患者		1食	280円	<u>1食</u>	<u>300円</u>		
	住民税非課税「才」	入院医療の必要性 が高い人 <mark>※3</mark>		1食	230円	1食	240円		
	及び	又は難病患者	入院90日超※2	1食	180円	<u>1食</u>	<u>190円</u>	1日 370円	
	低所得者(Ⅱ) <mark>※1</mark>	上記以外の方		1食	230円	<u>1食</u>	240円	但し、難病患者と	
		入院医療の必要性が高い人 <u>※3</u> 又は 難病患者		1食	110円	1食	110円	65歳未満の方0円	
	低所得者(Ⅰ)※1	上記以外の方		1食	140円	1食	140円		
		老齡福祉年金受給者•境界層該当者		1食	110円	1食	110円	0 円	

※ 全医療機関共通の負担額変更となります。

- ※1 「限度額適用・標準負担額減額適用認定証」を窓口にご提示ください。 (オンライン資格確認の同意があれば当院で確認ができます)
- ※2 直近12か月の入院日数が90日を超えている方で、別途申請し、認定を受けている方です。 (申請には入院日数が90日超の確認が出来る領収書が必要です)
- ※3 入院医療の必要性が高い人とは人工呼吸器、静脈栄養等が必要な人方で医療区分Ⅱ・Ⅲの方 (該当するかの確認は当院受付にて問い合わせてください)

医慮法人 恵会 光風台病院